

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	2号機プロセス計算機取替工事に伴う1号機非常用ディーゼル発電機（A）室での足場組立作業において、投光器の落下による電球の破損が認められたため、対応検討	C	4月4日審議にて号機変更 2号機 → 1号機
2	2号機	計装用空気系除湿装置（B）除湿塔（B）入口圧カスイッチ付指示計点検において、検出元弁のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）ターニング装置投入時、ターニングが入らないことが認められたため、対応検討	D	
4	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ軸受温度記録計の記録用紙送り機能に動作不良（時刻より遅い）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）ターニング装置投入時、ターニングが入らないことが認められたため、対応検討	D	
6	2号機	原子炉停止後の制御棒動作確認時、制御棒駆動水圧制御ユニット（34-27）駆動水排水弁が「全開」になっていないことが認められたため、当該弁を復旧及び対応検討	C	
7	3号機	圧力抑制室プール水温度記録計（A）点検において、内部モータの動作不良が認められたため、当該モータを交換	D	
8	4号機	補機冷却系海水ポンプ（A）起動時、グラウンド部に温度上昇が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	5号機	抽気配管サポート現場調査時、油圧防振器（1台）の接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	抽気配管サポート現場調査時、油圧防振器（1台）のピストンロッドに変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉隔離時冷却系タービン点検において、速度検出用ギア歯面部に打痕傷（2箇所）が認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで